

農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高品質な県産農産物の輸出を促進するため、山梨県果実輸出促進協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(交付対象)

第2条 前条に規定する事業並びにこれらに対する補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする協議会は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会は、事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 協議会は、事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、事業完了後提出された実績報告に基づき、知事が補助金の額を確定した後、交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができる。

2 協議会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 協議会は、毎年度12月末日現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 協議会は、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合は、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた協議会は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、正副1部を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、果樹王国やまなし輸出戦略事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
やまなしブランドPR事業	旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	1/2以内
海外販売促進活動事業	ただし他の補助金を受けている場合は、補助対象経費から他の補助金を差し引いた金額を補助対象経費とする。	